

令和2年度第5回与那国町教育委員会臨時会 会議録	
開催年月日	令和2年8月11日（火） 午前10時30分開会
開催場所	与那国町役場庁舎2階会議室
出席者（教育長及び教育委員）	教育長 田原 伊明 委員（教育長職務代理者） 崎原 用能 委員 入慶田本 たか子 委員 前楚 良昌 委員 與那覇 有羽
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	総務課長 村本 浩利 教育課課長 磯部 大輔
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 議案第13号 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について 日程第3 議案第14号 2021年度使用中学校教科用図書の選定・採択に関する請願について。 日程第4 議案第15号 2021年度使用教科書の採択に関する請願について 日程第 その他 与那国町総合食育センター基本計画策定に係る計画地について。
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 前楚 良昌 委員・與那覇 有羽 委員

議事の経過

○ 開会

総務課長

皆さまこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻も30分遅れましたけれども大変申し訳なく思っております。与那国町教育委員会臨時会の開会にあたり、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、事前にお配りしております「第5回教育委員会臨時会資料」、「令和3年度使用中学校教科用図書の選定理由」、「与那国町総合食育センター基本計画（案）」の計3点でございます。それでは、与那国町教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、これよりの議事進行につきましては教育長をお願いいたします。

田原教育長

これより、令和2年度第5回与那国町教育委員会臨時会を開会します。

はじめに、会議の傍聴についてお諮りしたいと思います。与那国町教育委員会会議規則第5条に基づき「会議は、公開とする。ただし、会議を非公開とする会議があったときは、これを公開しないことができる。」と規定されていますが、本日、傍聴人が4名申し出ております。本日の議事については、公開とすることとしてよろしいですか。

各委員

はい。

田原教育長

よろしいですね。

各委員

はい。

田原教育長

それでは、公開することとします。傍聴人が4名入場しておりますけど、傍聴人は、与那国町教育委員会会議傍聴人規則に定める傍聴人の遵守事項を遵守してください。与那国町教育委員会会議傍聴人規則第5条を読み上げます。第5条第1項、傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。第1号、みだりに傍聴席を離れないこと。第2号、私語、談話又は拍手等をしないこと

第3号、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。第4号、飲食をしないこと。第5号、帽子をかぶらないこと。第6号、その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。たとえば、録音とか録画をしてはならないこと。第2項、教育長は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを静止し、これに従わない場合は退場を命ずることができる。以上です。次に今回の会議録の署名員の指名について、今回は前楚委員と與那覇委員を指名します。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

田原教育長

それでは、お願いします。次に議事日程の決定についてですが、本日の議事は資料1ページにありますように、議案第13号令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、議案第14号2021年度使用中学校教科用図書の選定採択に関する請願について、議案第15号2021年度使用教科書の採択に関する請願について、その他、与那国町総合食育センター基本計画に係る計画について予定しております。議事日程については原案どおりとし、令和2年8月11日火曜日、本日1日とします。よろしいですか。

各委員

はい。

田原教育長

それでは議事に入ります。議案第13号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択についてですが、先ず、はじめに議案の提案と併せて、今回の採択に至る流れの概要等の説明を事務局よりお願いします。

教育課長

では、議案第13号、2ページです。令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、みだしのことについて、令和2年8月7日付けで、教科用図書八重山採択地区協議会から別紙のとおり答申がありますので、これを

教育課長

報告し、令和3年度使用中学校教科用図書の採択について〇〇と思います。理由です。採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定及び与那国町教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則、第2条第14号の規定に基づき教育委員会の議決を求める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。教科用図書の採択のながれです。義務教育用、小学校、中学校の教科用図書については、概ね4年間使用することになっております。採択の権限は、我々公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村の教育委員会にあります。つまり、与那国町教育委員会にあるということです。ただ、共同採択というような形をとっております。教科書の採択の権限は各市町村教育委員会にあります。無償措置法というものにより、採択に当たっては、市や町等の区域を合わせた地域を採択地区として設定し、地区内の市町共同して教科書採択することになっています。現在、与那国町は石垣市と共に八重山地区採択協議会というところに属しております。以上、説明を終わります。

田原教育長

本日審議していただくのは、令和3年度より中学校にて使用する教科書の採択についてであります。計16教科の教科書採択であります。「国語」から順に審議していきたいと思っております。それでは、国語について事務局より説明をお願いします。

崎原委員
教育課長

ちょっと待ってください。採択協議会からの答申を述べてください。では私から、資料の3ページになります。八重山地区採択協議会から答申が出ています。令和3年度使用中学校教科用図書の選定について、みだしのことについて、下記のとおりお答えします。選定結果は別紙のとおりです。添付資料も、ここに書かれてあるものが添付されています。では、国語から参ります。別紙に選定理由がございますのでこちらを読み上げますが、選定委員については後程回収をしたいと思っております。宜しくお願いします。国語です、東京書籍株式会社、理由です。教科書全編で登場するキャラクターによる問いかけで、課題や疑問が生徒目線で想起できるような工夫がある。言葉の語彙を広げるための資料がとても充実している。巻末資料に「批評する言葉」「良い印象を残す言葉」を並べることで資料と教材を関連・連動させ、深い学びができる構成となっている。方言の扱いが特に充実している。現状を取り巻く内容を載せている。中学生に触れさせたい作品が多方面から採用されている。豊かな情操、共感するような題材が多く掲載されている。沖縄に関連する題材もあり、郷土の良さや環境等についても触れている。以上です。

田原教育長

ただいまの説明について、質疑ありますか。

與那覇委員 質問があるんですけど、書いてあることは、書いてあるんですけど、現物が
ないといえませんが、書いてあるんですけど。

田原教育長 現物？

與那覇委員 例えば、教科書を見たりとか、ちょっと無いと良く分からないところある
んですけど。この要綱をもって、これで、僕たちは採択するということ
ですか。採択っていうか、この本使いますとか使わないとか・・・

田原教育長 これは、地区の採択委員会で検討がされて答申としてきている訳ですから
あつ、これ確認して・・・

與那覇委員 貴方がいうのであれば、事前に教育委員会あてに、教科書送られて来てい
ると思います。

田原教育長 そういふ事ですか。

與那覇委員 はい、来てそれを見る、じゃなければ、八重山教育事務所で公開してあり
ます。

田原教育長 展示会がありますよね。

與那覇委員 展示会の期間って、どんな感じ・・・例えば、もう終わっているんです
か。

田原教育長 終わっています。

入慶田本委員 八重山地区が始まる前にあります。

田原教育長 どうですか。

與那覇委員 この内容だけでは、今回決まったのが遅かったの、見るにあたっては、
ちょっと如何なものかなと思って。例えば、良いですよ、悪いですよか
に対しては・・・

田原教育長 そういう作業を、選定委員が行ったわけですよ。一ヶ月以上かけて、それ
で決まったものを策定委員会に答申されたんですね。

與那覇委員 分かりました。

田原教育長 他に質疑ありますか。

各委員 ありません。

田原教育長 それでは、「国語」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申の
とおり「東京書籍」の教科書を採択してよろしいですか。

各委員 はい。

田原教育長 はい、分かりました。
続いて、「書写」について事務局より説明をお願いします。

教育課長 書写です。教育出版株式会社、選定理由、A B判の見開きで、「目標」、「考
えよう」、「活かそう」、「振り返ろう」と構成され、「授業の流れ」が把
握しやすい。単元における「導入」が、生徒の興味関心を引き付ける。書写
で学んだ内容が、日常生活や学校生活、社会生活のあらゆる場面で使われて

	いることに気付きやすい。写真や図表が見やすいレイアウトで、筆の使い方が分かりやすく説明されている。書写を通して「何を学ぶか」が分かりやすく説明されており、生徒が見通しを持って学習できる。以上です。
田原教育長	ただ今の説明について、質疑はありますか。
各委員	ありません。
田原教育長	ありませんか。
各委員	はい。
田原教育長	それでは、書写の教科書については、八重山採択地区答申のとおり、教育出版の教科書を採択してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
田原教育長	では、教育出版の教科書を採択します。続いて、社会の地理的分野について説明をお願いします。
教育課長	はい、地理的分野、帝国書院、選定理由、写真、地図、グラフ等が見やすく表示され、生徒が興味関心を持てるような工夫がある。また、「振り返ろう」では、「学んだ内容」が「発展的な学習」にどのようにつながるか具体的に記載されている。環境、防災、少子高齢化等の現代的な課題が取り上げられており、SDG'sにも関連した内容に膨らませている。未来に引き継がれる「考える課題」が、明確に設定されている。石垣市、与那国町、尖閣諸島等についての記載がある。領土・領域を正しく理解できるような配慮がある。巻頭で「地理的な見方・考え方」を磨くように工夫されている。また、教科書がワイド版で資料も大きく見やすい。以上です。
田原教育長	ただいまの説明について質疑はありますか。
崎原委員	選定した理由ですね。理由は、こういう理由で選定したという事ですよ。
田原教育長	はい。・・・質疑ありませんか。
各委員	ありません。
田原教育長	それでは、「社会・地理的分野」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「帝国書院」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。
田原教育長	はい、では「社会・地理的分野」の教科書は「帝国書院」の教科書を採択します。続きまして歴史、説明をお願いします。
教育課長	歴史的分野、帝国書院、「戦時中の八重山地方のマラリア」、「明治時代の石垣島の養老式典」等の記述があり、郷土の歴史が学べる。見開き1ページが1単位時間の学習内容を構成し、生徒が見通しを持って学習しやすい。また、学習の流れが歴史的な見方・考え方を働かせるように工夫されている。未来につながるSDG'sなどの取り組みに対応している。見開きで「タイムトラベル」ができる。時代時代の生活の様子が描かれており、生徒がその

時代をイメージしやすく学習意欲も高まる。ページの右端に年表が印刷されており、今学んでいる時代がどの時代なのかを把握しやすい。以上です。

田原教育長
各委員
田原教育長
各委員
田原教育長
田原教育長
教育課長

ただいまの説明について質疑はありますか。

ありません。

それでは、「社会・歴史的分野」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「帝国書院」の教科書を採択してよろしいですか。

はい。

はいそれでは、「社会・歴史的分野」の教科書については、「帝国書院」の教科書を採択します。

つづいて、「社会・市民的分野」について説明をお願いします。

これ選定委員がですね公民と、道徳だけ選定理由の文言に修正があったので、もう一枚のものを出しております。A4のもう一枚です。こちらをご覧ください。市民的分野、育鵬社、理由、社会的事象を自分の事として捉える教材をバランスよく配置している。また、各国の関連憲法条文と比較し「国際社会の日本」を意識したつくりになっている。見開き1ページが「授業の流れ」で構成されており、生徒も学習しやすい。写真や資料、イラストが分かりやすく配置されている。現代的・現実的な課題である領土問題や憲法、沖縄の基地問題がしっかりと扱われている。巻頭に「なぜ公民を学ぶのか」が分かりやすく説明されており、地理・歴史・市民のそれぞれについて理解しやすい。以上です。

田原教育長
與那覇委員

ただいまの説明について質疑はありますか。

はい。始まる前にこの資料を色々目を通したんですけど、育鵬社の件に対しては問題が多いような感じなんですけど、どんな感じですか。新聞とか見てたら結構、問題になっているとかしている部分があって私、委員としては結構選ばれたものをどうですかという形なんですけど

一応、まあ、何というんですかね。どういうふうに、与那国町教育委員会としては、どうやっていますというものがあれば。

田原教育長
與那覇委員
田原教育長
與那覇委員

それを決めるために今これを開いているんですよ。

ちょっと今、見てみると問題があったりとか。

どういう問題ですか。

例えば、新聞とか見てたら他の県で取り下げるとか、元々、使っていたんですけど取り下げが多かったりとかいう点があるのと、もう一つは、この内容でしか僕たちは知ることができないから良く分からないんですけど、以前にも、この育鵬社のものが問題になって、沖縄の本はどうですかとなったので、他の事項に関しては学校教育者、要するに学校の先生じゃないので、専門的な事はいえないんですけど、そういうふうにいる問題になってい

田原教育長 　　る中で、採用、採用しないという中で、どういう内容かというのがちょっと
 分かりづらいというのがあって。
 田原教育長 　　例えばですね、これ後で出てくる議題第14号、15号、に出てくると思う
 んですけど、育鵬者を採用しない、したいというのが出てくるんですけどね。
 まあ、今でたので、関連するけど、この八重山の採択地区の委員というのは
 8名いるんですね。
 與那覇委員 　　8名？
 田原教育長 　　はい。
 田原教育長 　　8名で一月以上かけて調べて、採択して決定したんですね。その中で、今の
 育鵬社の問題点は一つも出てきませんでした。
 與那覇委員 　　一つも出てこなかった？
 田原教育長 　　はい。逆に、これに書いてあるように、他と比べた場合に、非常に良いところ
 が多いというのがあったんです。
 崎原委員 　　與那覇委員。
 與那覇委員 　　はい。
 崎原委員 　　これは、八年、十年前から話が始まっているんですよ。
 與那覇委員 　　そうみたいですね。
 崎原委員 　　なぜ、文科省が制度改革したかと言う事から始まらんといかん訳よ。こんな
 沖縄に、イデオロギ闘争をね、・・・
 田原教育長 　　崎原委員、崎原委員。
 崎原委員 　　生徒が学ぶものに、入れてはいけないものと思うもんだけど。八重山の先生
 上がりがね。調査も全て先生にさせなさいと。
 田原教育長 　　崎原委員、・・・ストップ。
 崎原委員 　　いやいや、彼の意見だから、そういう問題があつて、道徳というのは何かと
 いう、先生が道徳を学ぶのか、子ども達が道徳を学ぶんだよ。先生達じゃな
 いんだよということです。それを、八重山の退職先生は分からないんですよ。
 自分たちは、教科書でお墨付きをもらったら、こうして教えられるという観
 念しかないんですよ。
 田原教育長 　　はいはい。分かりました。ストップして下さい。今の意見は私的な意見です
 ので、私がいいたいのは、選定委員という方々が一月以上もかけて、この教
 科書を読み込んで、調査委員という方も、現場の先生がいるんですね。その
 先生方も読み込んで、出てきた中で問題は無かったという事です。今回の教
 科書ですよ。これが事実です。ですから、そういう意見が出てきたら、この
 なかでは、無いですね。
 與那覇委員 　　マスコミは、・・・
 田原委員 　　マスコミは、先ほどいった様に、14号、15号で出てきます。そのとき

田原教育長 與那覇委員	説明しますけれども、今は、採択しないといけませんよ。 分かりました、私は、その現物を見ていないので、何ともいえないところもあって、そういう立場でないということ。
崎原委員	これは、先ず何回も、段階を踏んで、例えば、先ず第一次的には文科省の教科書選定の委員もこれが実際、学習導要領にのっているのかどうか、初期の段階から教科書の選定をするわけですね。これ、はねる、採用する、指定する、そして、文科省で、一つ一つの教科書について、今みたいな説明、特徴を書いて、これを各県内、委員会に通達する。・・・
田原教育長	崎原委員、もう良いです。あの、一つ説明しますので、これは、先ほどいった様に調査員が関わって、選定した中で、問題が上がりなかつたということだけ伝えておきます。ですから、マスコミで、どういわれているか分かりませんが、この、14、15号の議案で出てきますけれども、それも説明します。この様に、大きな問題は無いと考えています。 それでは、「社会・公民的分野」の教科書について、八重山採択地区協議会の答申のとおり「育鵬社」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。
田原教育長	よろしいですね。
各委員	はい。
田原教育長	承認したとみなして、「社会・公民的分野」の教科書については、「育鵬社」の教科書を採択いたします。 続いて、「社会・地図」について説明をお願いします。
教育課長	はい、地図「帝国書院」理由です。大きくて読み取りやすく活用しやすい。統計資料が豊富に掲載されている。縮尺等の説明が分かりやすい。八重山地方から、日本、アジア、世界へと導いてくれるような作りである。沖縄を中心としたアジア各国の位置関係、大陸側から望む日本列島など、生徒の興味関心を沸き立たせる空間的な表し方をしている。全てふりがなが書かれていて、誤読が防げる。修学旅行で活用できるような資料が掲載されており、主体的な学びにつながる。沖縄県全図が大きく掲載され、空間的な位置関係が把握しやすい。アジアと日本の交流の歴史、大陸から見た日本の視点が提示されている。地図活用のコーナーは、主体的な学び、発展的な学習につながる。以上です。
田原教育長	ただいまの説明について質疑はありますか。
各委員	ありません。
田原教育長	それでは、「社会・地図」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「帝国書院」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。

田原教育長	では、「社会・地図」の教科書については、「帝国書院」の教科書を採択いたします。続いて、「数学」について説明をお願いします。
教育課長	数学。「東京書籍」、理由です。各学年に「深い学びを振り返ろう」、「思考力・表現力を高めよう」、「伝える力を身につけよう」、「基本を身につけよう」とあり、数学に対する見方・考え方や課題に取り組む力などが高められる。知識伝達のみならず、数学的な見方・考え方が身に付くような記述である。系統的に学べる工夫があり、高校の学習内容につながる課題設定もある。日常生活のあらゆる場面で、数学の力で解決しようという視点の与え方と導き方がある。数学的な発想が分かりやすく、生徒目線に立った言葉の語りかけが随所にある。重要箇所の色使いや提示方法にメリハリがあり、読みやすい。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの説明について質疑ありますか。・・・質疑ありますか。 ありません。
田原教育長	それでは、「数学」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「東京書籍」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。
田原教育長	それでは、「数学」の教科書については、「東京書籍」の教科書を採択します。続いて、「理科」について説明をお願いします。
教育課長	理科。「東京書籍」理由です。実験・観察における「安心、安全」への配慮が充実している。実験前、実験中、実験後のそれぞれの場面でチェックができるようになっている。観察・実験の方法の示し方が分かりやすい。考察について、ステップを細かくして段階的に考えられるような工夫がある。生徒目線の「つぶやき」で課題が設定され主体的な学びにつながりやすい。沖縄に関係する自然環境、生物等の掲載が多い。ヤンバルクイナ、マングース、サンゴ、石垣島天文台が掲載されている。その他、イラストや写真などが豊富に配置されており、生徒の興味関心が高まり学習も深まるであろう。単元に関する書籍が紹介されており、理科から他教科につながるとともに、理科の世界観や個人の価値観も広げる工夫がある。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの理科の説明について質疑はありますか。 ありません。
田原教育長	それでは、「理科」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「東京書籍」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい
田原教育長	それでは、「理科」の教科書については、東京書籍の教科書を採択いたします。続いて、「音楽・一般」について事務局より説明をお願いします。
教育課長	はい、音楽・一般、「教育芸術社」理由です。

教育課長	キャラクターによる生徒目線の発問から、生徒自身が主体的に課題を設定するような流れがあるため、学習活動が主体的となる。沖縄の民謡や、組踊と能・歌舞伎との関連の説明がある。「谷茶前節」の三線工工四の掲載もあり、郷土学習につながる。目標と内容が厳選されており、効果的な学習が期待できる。「社会を映し出す音楽」や「ポピュラー音楽」等、社会生活と音楽との関わりが明確に示されていて、発展的な学習につながる。様々な音楽が存在する理由を探ることで、幅広い価値観を養うことができる。イラストや写真が多く、親しみやすい。表現、説明等が適切で理解しやすい。楽曲作者からのメッセージがあり、楽曲の世界観が伝わりやすい。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの音楽・一般の説明について質疑はありますか。 ありません。
田原教育長 各委員	それでは、「音楽・一般」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「教育芸術社」の教科書を採択してよろしいですか。 はい。
田原教育長	「音楽・一般」の教科書は、教育芸術社の教科書を採択することにします。次、「音楽・器楽合奏」について説明をお願いします。
教育課長	はい、「器楽・合奏」、教育芸術社。「音楽での学び」が多面的に触れられているため、発展的な学習に繋がりがやすい。楽器の解説、演奏方法が分かりやすく記述されており、楽器に対して興味を持てるような工夫がある。イラストや写真等で分かりやすく解説しており、「美しい音は良い姿勢から」や「音を合わせるときのコツ」など、生徒がより良く演奏できるようなアドバイスがある。各題材において、目標とする学習内容と情報が明確に示されている。興味関心を持ち、主体的に学習できるような工夫がある。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの説明について質疑はありますか。 ありません。
田原教育長 各委員	それでは、「音楽・器楽合奏」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「教育芸術社」の教科書を採択してよろしいですか。 はい。
田原教育長	それでは、「音楽・器楽合奏」の教科書は、「教育芸術社」の教科書を採択いたします。続きまして、「美術」について説明をお願いします。
教育課長	美術、「日本文教出版」、理由です。各作品の特徴や個性に合わせてイラストの大きさを変えるなど、バランスよく配置されている。生徒の作品や活動している写真も多い。学習のポイント、作者の言葉、美術の用語などが適切である。発想や構想の手立てや、生徒同士のコミュニケーション、デザインや陶芸など、総合的にバランスが良い。日常の身近な題材を取り上げて「美術

教育課長	の視点」につなげることで、苦手な生徒も美術学習に抵抗なく入って行けるような工夫がある。小規模校では免許外の教師が指導する場合も多いが、そのような場合でも教師と生徒が学び合いながら学習できる工夫がある。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの説明について質疑はありますか。 ありません。
田原教育長 各委員	それでは、「美術」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「日本文教」の教科書を採択してよろしいですか。 はい。
田原教育長	では、「美術」の教科書については、「日本文教」の教科書を採択する事にいたします。続いて、「保健体育」について説明をお願いします。
教育課長	保健体育、「学研教育みらい」、理由です。学習の流れが分かりやすい。「学習目標」、「課題をつかむ」、「考える」、「調べる」、「まとめる」、「深める」の流れで構成されていて、生徒が見通しを持って学習できる。関連する内容の写真やイラスト等が豊富に掲載されている。学習課題を身近なものとして受け止め、深い学びにつながる。内容が実践的である。学習のまとめを「QR コード」で振り返ることができるため、自学自習や自己評価もしやすい。教科書を用いる中学生自身の思春期について、適切に記載されている。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの「保健体育」の説明について質疑はありますか。 ありません。
田原教育長 各委員	それでは、「保健体育」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「学研」の教科書を採択してよろしいですか。 はい。
田原教育長	では、「保健体育」の教科書については、「学研」の教科書を採択する事にいたします。続いて、「技術の技術分野」について説明をお願いします。
教育課長	技術分野、「東京書籍」。理由です。技術の基礎基本が確実に習得できるように工夫されている。免許外の教師も活用しやすい。身近な問題を題材とし、主体的に問題解決ができるようなつくりである。「技術の匠」では、各専門技術者のアドバイスがあり、深い学びにつながる。「なぜ技術を学習するのか」という目的が伝わりやすい。材料を加工し物を作りあげるだけでなく、環境に応じて最適化を図るという導き方をしている。構成が分かりやすく、生徒個人でも学習できる。中学生でも確実に理解できる説明である。また、対話的な学びになるような工夫もある。以上です。
田原教育長 各委員	ただいまの「技術分野」についての説明について質疑はありますか。 ありません。

田原教育長	それでは、「技術分野」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「東京書籍」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。
田原教育長	では、「技術分野」の教科書については、「東京書籍」の教科書を採択いたします。続いて、「家庭分野」について事務局より説明をお願いします。
教育課長	家庭分野「東京書籍」。理由です。「目標」や「自己表現」の欄が設けてあり、見通しを持って学習が進められるようになっている。資料等は、学習内容を広げたり深める工夫がある。ミシンの扱い方、包丁の使い方等、様々なものが詳しくイラスト入りで説明されており、免許外の先生方も活用しやすい。デジタルコンテンツが充実している。浴衣の着方や高齢者の介護方法等も含まれ、日常生活から現代的な課題まで幅広く取り入れられている。「目標」、「指導」、「まとめ」が記載されているので、学習の過程で「今、何をすべきか」が明確である。生徒も自学自習しやすい。以上です。
田原教育長	ただいまの説明について質疑はありますか。
各委員	ありません。
田原教育長	それでは、「家庭分野」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「東京書籍」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	はい。
田原教育長	それでは、家庭分野の教科書について、「東京書籍」の教科書を採択いたします。次に、「英語」について説明をお願いします。
教育課長	英語。「開隆堂出版」、理由です。各単元で、日常生活の場面を漫画にしたり、新出表現を対話で取り扱い、実生活に結びつくような配慮がある。会話場面をイメージしやすい。よく使用する辞書について、その使い方を教科書の巻頭で紹介している。各章で具体的に目標が書かれているので、生徒が主体的に学習に取り組むことができる。小学校での学びが中学校での学習に円滑につながる。各単元での学びが、修学旅行や職場体験等の中学校生活に関連している。道徳教育や人権教育に配慮した題材もある。以上です。
田原教育長	ただいまの英語の説明について質疑はありますか。
各委員	ありません。
田原教育長	それでは、「英語」の教科書については、八重山採択地区協議会の答申のとおり「開隆堂」の教科書を採択してよろしいですか。
各委員	それでは、「英語」の教科書については、「開隆堂」の教科書を採択いたします。続いて、「特別の教科道徳」について説明をお願いします。
教育課長	これは、いちばん最後の紙にあります修正版がありますのでこちらをご覧ください。「日本文教出版」理由です。沖縄の児童生徒が書いた平和メッセージや、沖縄の歴史や課題を取り上げた題材が扱われている。生徒が興味を

田原教育長	<p>持つ身近なテーマ（SNS、先輩、歩きスマホ等）が題材として設定されており、無理なく主体的な学習ができる。学びの記録が充実している。付属の道徳ノートは、自分の考えが記録でき、級友と議論ができる内容である。</p> <p>中学生自身に道徳の時間で考えてほしいテーマ（いじめ、命、安全、国際理解等）が設定されている。また、中学校3年間で知ってほしい人物・教材が多方面から盛り込まれている。より良い社会の創造について多面的に考えるよう工夫されている。以上です。</p> <p>ただいまの道徳の説明について質疑はありますか。</p>
各委員	ありません。
田原教育長	<p>それでは、「特別の教科道徳」の教科書について、八重山採択地区協議会の答申のとおり「日本文教」の教科書を採択してよろしいですか。</p>
各委員	はい。
田原教育長	<p>「特別の教科道徳」の教科書については、「日本文教」の教科書を採択いたします。確認します。教科書採択については以上となります。ここで、16教科の確認をいたします。①国語「東京書籍」、②書写「教育出版」、③地理「帝国書院」、④歴史「帝国書院」、⑤公民「育鵬社」、⑥地図「帝国書院」、⑦数学「東京書籍」、⑧理科「東京書籍」、⑨音楽「教育芸術社」、⑩器楽「教育芸術社」、⑪美術「日本文教」、⑫保健体育「学研」、⑬技術「東京書籍」、⑭家庭「東京書籍」、⑮英語「開隆堂」、⑯道徳「日本文教」、以上のとおり採択されました。</p>
教育課長	<p>次に、議案第14号「2021年度使用中学校教科用図書の選定・採択に関する請願について」及び議案第15号「2021年度使用教科書の採択に関する請願について」の2件併せて事務局より提案・説明をお願いします。</p> <p>レジュメの11ページです。議案第14号、2021年度使用中学校教科用図書の選定・採択に関する請願について、みだしのことについて、令和2年7月27日付けで請願の提出がありますので、それを報告し、請願の採択について、議決を求めます。理由です。与那国町教育委員会に提出された請願の採択については、与那国町教育委員会の権限に関する属する事務の一部委任等に関する規則第3条の規定に基づき、委員会の議決を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。めくっていただいて、こちらが請願となっています。あわせて、第15号も請願について、提案します。13ページ、2021年度使用教科書の採択に関する請願について、みだしのことについて、令和2年7月25日付けで請願の提出がありますので、それを報告し請願の採択について議決を求めます。理由は14号と同じです。そちらの請願については、14ページから後にのっています。</p>
田原教育長	はい、説明ありますけれども、ちょっと、時間かけて請願の内容を確認してい

田原教育長
各委員
田原教育長
各委員
田原教育長

たきますか。
～請願の内容を確認中～

よろしいですか。

はい。

議案第14号に関して、ですけれども、この請願はですね。教育委員会教育長宛にきております。これは、石垣市教育委員会教育長宛にもきています。この中でですね、この請願が提出された後、最初に開かれる教育委員会で、審議と公開をお願いしますと書かれているんですよ。で、今現在こうなっておりますけれども、この中に、1から5までの請願があります。まあ読まれたと思うんですけど、それについて、ちょっと私の方から、私見ですけども、意見を述べたいと思います。まず、最終的な教科用図書の採択事務ですけども、先ほどの〇〇〇崎原委員が発言した事とも関係してきますので聞いて下さい。まず、最終的な教科用図書の採択事務ですが、八重山採択地区においては、石垣市・与那国町の教育委員会が担っております。

また、採択地区協議会の委員には、教職経験者・保護者・識者等が含まれていますので、そこで、一定の政治的な中立性は保たれていると認識しています。各委員は、それぞれ客観性・独自性を持ち、高い意識のもと協議会に出席しています。協議会では、全ての教科用図書を委員に事前配付し、一定の期間それぞれが調査研究を行います。公開日数にして、一月以上あります。その際、沖縄県の選定資料があります。及び調査員の報告書、調査委員が各教科を調査して報告した報告書というものがあります。これを判断するうえで参考としています。このような経過を経て、実質的な審議が、採択地区協議会で行われました。選定については、全会一致を基本としますが、それが無い場合は、投票により過半数のものを選定しており、今回の協議会においても、十分に審議したうえで、教科用図書が選定されたものと考えています。また、選定対象となる教科用図書は、既に、文科省の検定等を経ており、それぞれが、「学習指導要領」の目標等を踏まえ、児童生徒の人格形成や、将来に向け必要な資質を備えられるよう工夫されていると認識しています。また、会議の持ち方ですが、審議は「静ひつな環境」のもとで行うことが大切と考えています。今回の八重山地区の審議協議会においても、規約に則り、委員の総意により会議は非公開としたところですが、ただし、教科書採択後に、議事録等を公表することで、協議の公正性についての説明責任は果たされると考えています。私はこのように考えていますけれども、請願2件について、各委員から質疑やご意見はございますか。お願いいたします。

崎原委員

請願の理由が分からない。

自分たちが良いようにやりなさいという意味ですか？

田原教育長 お願いしますという事じゃないですか。

崎原委員 お願いじゃないよ、これやりなさいという事。これは非常に自分たちの良い所ばかりとる。先ず優位付けがされていないですよ。調査委員の優位付けというのが、これ既に、〇〇〇されて何も無いから、順位付け廃止されているんですよ。沖縄だけが、なあなあで残っていたわけよ、これを、文科省から再三再四にわたって沖縄教育委員会に通知指導しているんだけど、なかなか改善しないでいたわけですよ。

與那覇委員 この調査委員のことですよ。

崎原委員 そう、結局は調査委員が調査して、自分たちはこの教科書が一番良いからと言って、一番、二番、三番、順番つけて、これを協議会に配布するわけ。そしたら一番に選んだものを採用しなさいということであるわけです。順位付けというのは。

入慶田本委員 そうではないじゃない。順位付けというのは、例えば、私だったら、私は国語東書しますという、順位1位にしますよね。そしたら他の委員もみんなしますよね。

崎原委員 だから、みんなしますけど、三名か四名ぐらい、調査員いるんです。その内の意見求めて答申する訳さ。貴方の意見は通るか通らんか分からんよ。調査委員としての意見は一本に纏めないといけないんですよ。

入慶田本委員 でも、どれが良いというの、出てこないよ。調査員から出てきた物に、例えば、この本はこういうところが良いですとか、いろいろあるけれど、調査員でこの本が一番です。調査員は〇〇を選びました。何を選びましたというのは、私たちには分からんでしょ。

崎原委員 調査員は分からん。

入慶田本委員 その資料はあるけど。

崎原委員 従来は、調査員で教科書を番号付けて、推薦順位付けて送信していた。

與那覇委員 今回以前の話です？

崎原委員 法改正前です。

與那覇委員 法改正前？

崎原委員 法改正前そうしてやっていたんだけど、それを沖縄県は黙認でやっていたものだから、八重山の請願している皆さんは、元に戻せとっているわけですよ。従来あったように順位付けて選定させなさいとっているわけです。

入慶田本委員 でも、順位付けで出されても、委員がやっぱり順位付けに反する、自分ではできないという人はいらしゃるよね。

崎原委員 いますよ。そこまで否定しているわけさ。順位づけでやりなさいということは、調査員が決めた教科書を選びなさいと強制しているわけです。

田原教育長 良いですか、この請願の1、2、3、4、5の内の3の中の3の3番目にて

崎原委員

すね、選定・採択会議に際し、調査員の調査研究報告書を尊重しとありますよね。尊重しとあります。そして、複数の教科書の比較検討と実質審議ができるようにする。こういうことは、あたりまえの様に行われているんですよ。だから①を定義付ける為に2、3があるわけです。

入慶田本委員

でも、この2なんかも、これ読んでみると、例えば偏りがあるとか独立性が侵されるとか、校長、代表とか指導主事にもってきなさいとあるんですけど、採択協議会の規約に例えば委員は、教育長が入る、教育委員が入る、学識経験者が入る、その他PTA代表が入ると規約に、うたわれているから、この規約を私は八重山でも言ったんですけど規約を改定しない限りは、変えられないですよ。

崎原委員

そうですよ。だから規約を改正するために、与那国町教育委員会から協議会宛に、こうしなさい、改正しなさいということをやいなさいという制限だからこの協議会の規約というのは協議会で決めるものだけど、現実的には石垣の教育委員会、与那国町教育委員会の承認が必要である。規約決めても、与那国町教育委員会が、あんな規約では通らんよ、おかしいよといって、受け入れないといったら、これ、採決できないわけですね。

田原教育長

いいですか。確認しますよ。これ、先ほどいったように、この請願提出した後、最初に開かれる教育委員会で審議と公開を求めますとありますよね。これって、今やっていますので、これ、いいとして、次の1から5まである内に1ですね。読み上げながら確認していきます。教育長並びに教育委員は、教育への不当な政治介入を許さず。教育の自主性・自立性を確保した思想のもとに教育行政を推進すること。総合教育会議の協議題に教科書採択にかかる内容を入れないこと。これは当然のことですので、分かります。そう言うことする分けないですよ。

各委員

はい。

田原教育長

2、教科用図書八重山採択地区協議会は委員構成が8名中5人が教育委員で占めることにより、時の首長の意を体した教育委員の影響を強く受けて選定が恣意的になり、協議会の客観性、独立性が侵されるようになった。協議会の構成委員に、学校教育現場に直接携わり又は精通する校長代表、指導主事、保護者等を含める規約の改正を教育委員会として図ることとありますけど、これ過去はそうだったかもしれませんが、現在は、そういうことはありません。特にですね、時の首長の意を体した教育委員の影響を強く受けて選定が恣意的になるという表現の仕方がよく分かりますよね。これ、過去にあったかもしれませんが。

崎原委員

これ、だから〇〇〇があるわけですよ。

田原教育長

これ政治的な介入という意味ですよ。こういう事はあつてはいけないと

いっているのに、それが有りというふうにいっていますので、現在としては、全くあり得ないと思う。それと、教育関係の人を入れなさいとありますけど、ほとんど、教育現場のから来ている人たちが多いので、今現在は当てはまらないと思います。3番、教科書の選定・採択にあたっての基本となる「調査委員の調査研究報告書」が選定・採択会議に反映されるよう次の改善事項を協議会に要請する。これは、完全に反映されているんですけども、これも、実際に行われているものとは、合わないと思います。各教科3名の調査委員が選ばれて、一月以上かけて調査してその結果を出してくるわけですから、これもちゃんと参考にして、採択協議会では話していますので、ここに書いてある内容は満たしていると思います。ただ、プレゼンテーションの場を協議会に設けると、順位づけ、推薦を入れるとか、順位づけ推薦を入れるて、推薦ていうのは、調査員がよかったところ、気になるところ書いて〇〇して出されているんで、それで、これ出すんじゃないかと思うんですよ。必ず1、2、3と順位付けなさいということでしょうかね。

崎原委員

付けていけないんです。いけない事になっているんですよ。

田原教育長

〇〇〇という事なんですよ。

崎原委員

だから、これは受け入れられるわけないんです。

田原教育長

プレゼンテーションの場を協議会に設ける事とありますけど、これはどうでしょうか。調査委員の負担として、非常に大きいと思うんですけども、時間的にも16教科非常に長い時間かけてやらないといけないと思うんですけども、きちんと、調査資料というものが提出されていますんで、あえて、ここまでやる必要があるかと思うんですけども。どうなんでしょうか。

崎原委員

この請願の皆さんの趣旨はね、この調査員を特定する、個人情報特定する為に、これやって欲しいといっているわけですよ。その様に私は思っています。だから、〇〇〇な中で審査には全くならん訳ですよ。自分たちの手の中で決めて欲しいわけですよこの方たちは。

田原教育長

それは、委員の、一意見ですよ。

崎原委員

意見だから、意見に対する意見をいっているわけで、意味が分からんわけですよ。法を曲げてまで、自分達のことを通せと言うことは、許せないですよ。

田原教育長

それでは、4番目、中学校公民教科書の選定・採択において、子ども達が近隣諸国をはじめ、世界の人々との交流・友好を育む市民となれるよう、憲法に基づいた教科書を選び、沖縄戦の実相を歪めたり、過去の戦争を肯定するような学習指導要領の趣旨にももとの教科書を採択しないこと。これは先ほどの説明のあった通りです。

崎原委員

これは、文科省にいつて下さい。教育委員会から〇〇〇したら済むわけではないのに。

崎原教育長 これは、採択の現場でも問題ないと思います。きちんと説明されていますので。
 與那覇委員 教育長自信は、確認されましたか。
 田原教育長 何をですか。
 與那覇委員 内容です。
 崎原教育長 はい。全部みました。
 與那覇委員 これは、あの、与那国の教育委員会、要するに僕たち、こういうふうに、どうですかと聞かれるんじゃないですか。見るということは、石垣に行かなくても・・・
 田原教育長 教科書？ 教科書の与那国も展示会みたいな、展示場所みたいな、所ですよ
 ね。
 與那覇委員 そうですね。こういう時に、決める時に例えば、現物を見ないで、僕たちが
 こう判断するということが・・・
 田原教育長 それに対しては、展示会というのを前もってやっていますよって、いうこと
 を前もって、公表して、ずっと展示しているんですけど、与那国から石垣ま
 まで行って見るって、ちょっと大変だなあと、そういうことです。
 與那覇委員 僕としては、情報が知らなかったというのがあって、もし、次の時に、見れ
 ば実際にふれたりする事で、僕たちが決められた事に対して、反対とか賛
 成とかする時に、情報不足というか、情報が有ることがどうかという事もある
 んですけど・・・
 田原教育長 今、話されたことは、教科書現物を見たいというのは分かりますけど、これ
 は、離島が沢山ありますので、そういう所で、そういう考えの方は沢山いる
 と思います。これは、これから次の総会とかありますので、意見として出し
 てみたいと思います。莫大な費用になりますので・・・
 與那覇委員 問われた時に、何処まで問われているかとかというのが、僕ら初めて教育委員
 となった者としては分かりづらい、過程が、済んだものだから、こちらに聞
 きに来ているといわれてはするんですけど、僕自身が見ていないので何と
 もいえない所もあつたりするんですけど、例えば、興味とか専門性がある所
 を見た場合には、僕の場合には、音楽の方は興味がありますから、見たとき
 に選定した理由を見ると、あっ、こんな理由だから入ってたかなあと、パッ
 トくるんですよ。ただし、例えば、あまり自分が興味、関心が無い所を見た
 ときに現物が無いものまで見ると、どうかなあと、いうのがあつたりするの
 で、そういうのがあればと思います。
 田原教育長 確かに、採択委員の場合も一月以上かけて、自分で実際調べているんで、そ
 の場に臨むんですけども、先ほど話した様に全会一致となることが望まし
 田原教育長 いですけども、いろんな意見を持った人の集まりですから、全会一致となる

ことが、必ずそう行かないですよ。いろんな意見が出てくるんですよ。そして、割れた時に更に議論化されて、どんどん絞って行って、決めているんですよ。今、話されたように、与那国でも展示して、現物が見られたらいいなあと思います。

崎原委員

今、與那覇委員がいているのは、情報源が少ない割には、皆さん方の議案の出し方が、乱暴すぎるわけですよ。ただ、協議会で決定したものだけを出しているわけ、実は県の教育委員会から各教科ごとの資料が出ていますよね。そして、八重山の協議会から調査委員に渡した調査報告が出てはるんですよ。せめて、このぐらいは、委員の皆様の開示していれば、今いう問題は解けると思います。例えば、貴方がいているように地区ごとに、展示会場が決められているんですよ。石垣地区の場合は、石垣地区、八重山地区の場合は、八重山教育事務所内とあるのを、そうできないということで、要望を入れて、石垣市は独自に図書館に開設したり、与那国町は公民館に開設したり、お願いしていた。そしたら、今まではお願いを聞いてくれたわけですよ。

出版社は、義務前の教科書の部数は配るけど、余計なものは配らない出版社がいて、与那国町は2回展示したんですけど、見に来た人は10名にも満たなかった、2回とも10名に満たない、石垣市も同じ。

與那覇委員

はい、問題になった育鵬者のもので、もし可能な限りで、例えば、これ見ていると後で、資料回収するということは、機密性というか、全部公開するわけにはいかないにしても、例えば、何が問題に、〇〇〇の時に、こっちに書かれているのは、この本を選んだ理由ですよ。この点が良いというような。例えば、可能な限りで、何処が問題になったとか、出せる範囲で教えてもらいませんか。

田原教育長

採択委員は非公開となっておりますけども、一応、こういう事で採択しましたよというのは出ていますよね。皆さん方の知りたいのは、調査委員の意見だと思います。県から先ず資料がくるんですよ。皆さんが調べて、こういう所はこうなっていますよと来ます、それを基にして、調査員が調べて調査員がそれにプラスして、出して来るんですけど、これは、非公開になってますけれども、じゃ事実をいいますね。育鵬社の公民の教科書について、県からはちゃんと出てきます。それに対して、石垣の調査に当たった調査員からの報告書の中を見ますと白紙です。何もありませんか。何も無いということは、県から出されたものに、そのもの沿っているということです。良いところも、悪いところも無いです。

與那覇委員

例えば、議決するとき、割れる様なことはなかったんです？・・・全会一致で決めるというふうに・・・

田原教育長 だから、先ほどいった様に、全会一致で決まる場合もあるし、そうでない場合もあります。

與那覇委員 この場合は、決める人が集まった時に、意見が割れたりしなかったということですか。その、白紙だったっていうことは・・・

田原教育長 調査員の話ですよ。

與那覇委員 あっ、すみません。

田原教育長 これに書いてありますよね。調査員も大事ですよ。尊重とありますので、やるんですけど、調査委員は白紙です。ですから県が示したものに沿ってそういうふうになっています。

與那覇委員 知らない事が多い。

崎原委員 これは、奥が深い。今、〇〇〇〇誤解しているのもそういう意味だよ。

田原教育長 いいですか。最後五番目、教科書の選定に係る会議を広く公開するよう協議会に求めること。これは、協議会です。こっちはありませんね。ですから、この、1、2、3、4、5に関して、今こういう話が出ましたけど、それに対して、どういうふうに審議したかということをお答え下さいという意味ですよ。

崎原委員 今教育長がおっしゃったとおり回答すれば良いんじゃないですか。

田原教育長 それでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

田原教育長 分かりました。第14号の請願につきましては、その様に致します。只今、時間が12時になるんですが、そのまま引き続きやってよろしいですか、それとも、一旦休憩しますか。

與那覇委員 大丈夫ですよ。

田原教育長 そのまま継続してよろしいですか。

各委員 はい。

田原教育長 それでは、引き続き行います。第14号の請願については、終わりましたので、次第15号ですね。これについてですけども、15号には、育鵬社の公民教科書に育鵬社を採択しないで下さいという請願です。理由をたくさん述べてありますね。教科書の何ページに〇〇〇と色々ありますけども、調査委員も採択委員も時間かけてずうーと調べていった結果ですよ。こういう事は出てこなかったんですね、要するに採択の現場では、〇〇も出てこなかったんですよ。だから、この方がおっしゃる様な事は現場では、話は無かったという事ですよ。調査委員から何もそういう指摘は無かったです。それで、そういう中で、公民の教科書の採択についても適正な手続きによって、育鵬社の教科書が採択されたんですね。それで、15号に戻りますけど、これについてはどの様にしますか。これはですね、あの、最後になります。本件請

田原教育長 願についての審査結果を知らせて下さるよう望みますと、書いてありますので、与那国町教育委員会は採択決定しましたので、採択決定しましたという事を伝えればよろしいですね。

各委員 はい。～各委員承認～

田原教育長 それでよろしいですか。

各委員 はい。～各委員承認～

田原教育長 これで、14、15の議案は終了します。
その他に移りますけれども、次にその他についてですが、事務局より、その他についての報告をお願いします。

総務課長 ～与那国町総合食育センター基本計画策定に係る計画地について～
(策定委員会の資料に基づき報告・説明)
ただいまの報告について、質疑や確認したい点はありますか。

各委員 ～質疑あり、建設場所等について～

田原教育長 建設地について2つの案を策定委員会へ提案してよろしいですか。

各委員 はい。
これで、本日の臨時会の議事については以上となります。
それでは、これで令和2年度第5回与那国町教育委員会臨時会を閉会いたします。皆さまどうもお疲れさまでした。

閉会 午後12時20分